

月刊『税』2015年6月号掲載

預金の差押・調査の電子化～滞納整理の飛躍的進展に向けて

キヤノングローバル戦略研究所主任研究員 税理士 柏木恵

はじめに

少子高齢社会が進む中、自治体職員が徐々に減少している。平成6年には住民1,000人あたり9.37人の職員（教員・警察・消防を除く）が配置されていたが、平成22年には7.31人に減少している。バブル崩壊後、新規採用を控えていた自治体は多く、これからも減っていくと予想される。職員の数が減少するという事は、以前よりも少ない人数で増え続ける住民ニーズに応えていかなければならないということである。これから先、税務部門にどれだけの人員が配置されるのだろうかと考えても、そう簡単に増えるとは考えにくい。

このような状況に備えるには、さらなる税務業務の効率化を図ることである。この10年ほどで自治体庁内や自治体間の効率化はかなり進んできた。徴収一元化や共同徴収などはその一例である。また、IT化も進み、eLTAXやコンビニ収納、クレジット収納などのインフラは整った。しかし、まだ効率化できる。その一つが指定金融機関（以下金融機関と略す）との接点部分である。自治体とは切っても切れない関係で、公金収納、地方債の発行、滞納処分の協力など、自治体運営のさまざまな場面で金融機関の存在は不可欠である。しかし、以前から金融機関との事務の非効率も指摘されてきた。非効率の原因は、金融機関も自治体も業務の性質から旧態依然とした事務（文書ありきの事務や押印ありきの事務）が行われているからである。しかも基本的に金融機関は無料に対応している。手数料の課題は、本稿では現状確認と問題提起だけにするが、もう1つの事務の効率化については、預金差押と預金調査の業務の効率化を検討する。以前から電子的に金銭債権の差押（電子差押）までできないかと考えていたところ、数年前に米国ノースカロライナ州で、**e-garnishment** と呼ばれる、電子的な預金差押に取り組んでいることがわかった。日本でもできないかと考えていたところ、肥後銀行が自治体と電子媒体の受け渡しによって集中差押を始めていた。まだ完全な電子化とは言い切れないが、それに近い形である。そこで本稿では、預金差押の状況と昨年度の規制改革答申をふまえ、肥後銀行と熊本県の事例を把握し、今後の展開を検討する。また、預金調査についても、現状を把握し今後の展開を述べる。

## 1. 差押と預金調査に対する自治体の変化

徴収の研究を始めた15年ほど前には、不動産も動産も全く差押を行っていない自治体や差押をしていたとしても換価せずに放置している自治体がかなりの割合で見られた。自治体の職員たちに話をきくと「自分たちも地域の生活者であるので、できれば滞納整理・滞納処分はしたくない」という声はかなり聞かれた。そこで、筆者は滞納整理・滞納処分を行う必要性を唱える一方で、自治体職員にそんなに気苦労があるのなら、いっそのこと、

違う地域の自治体や民間企業に行ってもらったらいいのではないかと思い、広域的徴収や民間委託を提唱してきた。

しかし、この10年ほどで差押は随分変化した。いまだ滞納処分に積極的でない自治体もあるが、全体的を通して差押件数は飛躍的に伸びた。電話催告や臨戸を行った上で、差押に入る自治体が多いが、中には、督促状と文書催告のみで差押を行う自治体も多数見られる。これまでの反動なのか、部署内で差押件数を競う自治体も出てきており、行き過ぎの感が見られなくもない。以前と比べて、自治体間の差押に関する姿勢は大きな開きが見られる。

預金調査にしても同様である。10年ほど前は、自治体から金融機関に依頼する預金調査は、とても非効率であった。職員がそれぞれ文書を作成し郵送でやり取りをしていた。金融機関にはバラバラと文書が送られてきて、通常業務の合間を縫って対応するため、銀行だと返答まで早くければ1週間程度、郵便局だと2週間程度はかかっていた。照会件数が多いと1ヶ月後の返答も珍しくはなかった。自治体に返答が戻ってきても、部署内で紙による回覧をしていた。滞納処分は時間との戦いの側面もあり、迅速な対応が必要であるが、のんびりとした雰囲気であった。そのうちに、預金調査担当者を決め、一元的に対応したり、エクセルシートを作成してフロッピーでやり取りしたりするなど多少の効率化が図られ、現在に至っている。

このように大きな変化は見られるが、差押も預金調査も、まだ効率化を図れる。

## 2. 規制改革に関する第2次答申（電子データによるやり取りとペーパーレスの要請）

周りからの効率化の要望も見られる。平成26年6月の「規制改革に関する第2次答申」では、地方税に対して、「電子的手段による通知の促進」や「金融機関に対する照会取引の一元化」などが要望されている。このような要望は、税務行政や自治体行政の非効率を指摘したものである。今後は、このような業務プロセスに関する要望はますます高まり、租税理論やあるべき姿からのアプローチだけでなく、運営上の効率化、生産性の向上から見た改革が増えることだろう。

規制改革会議は、①医療・健康、②雇用分野、③農業、④投資促進等、⑤地域活性化の5つのワーキンググループにおいて検討を重ねており、平成26年6月13日に発表された規制改革会議の「規制改革に関する第2次答申」では、創業・IT等分野において、地方税務行政に係る要望が出された（表1）。

その要望とは2つである。「電子的手段による通知の促進」と「金融機関に対する照会取引の一元化」である。「電子的手段による通知の促進」は3点挙げられている。①特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データにして送付すること、②各納税義務者がマイポータル上で税額を参照できるようにすること、③特別徴収の決定・変更通知書も電子データでやり取りできるようにすることである。つまり、紙の受け渡しや文書による照会から電子データによるやり取りに移行し、ペーパーレスを図るものである。ペーパーレスになれば、遺失リスクも減り、紙を印刷する手間も、保管するスペースも削減できる。なによりも電子データは時間の短縮を可能にする。

表 1 地方税務行政に係る規制改革会議の要望

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期
28	公的機関からの 電子的手段による 通知の促進①	eLTAXにおいては、複数の市町村からある一つの企業に当該特別徴収税額通知を送信する場合、当該複数の市町村からの電子データが1つのデータとして、企業に送信される機能が既に実装されているところ。 eLTAXを通じ、当該特別徴収税額通知を電子署名付きの電子データで送付することについては、平成27年9月を目処にeLTAXを改修し、その後、各市町村において税務システムをeLTAXに対応できるよう改修を進め、完了した市町村から順次電子署名付きの電子データの送付を開始する。	平成27年9月までに措置
29	公的機関からの 電子的手段による 通知の促進②	各納税義務者が専用のホームページ上で税額を参照できる仕組みについて、社会保障・税番号制度におけるマイ・ポータル機能と併せて検討を行う。	マイ・ポータルの検討状況 に合わせ検討・結論
30	公的機関からの 電子的手段による 通知の促進③	「給与所得等に係る市町村民税・道府県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に係るeLTAX仕様の統一なフォーマットについては、「公的機関からの電子的手段による通知の促進①」の改修に併せて平成27年9月を目処に対応する。	平成27年9月までに措置
38	金融機関に対する 取引照会の一 元化(地方税に 関する取引照会 のオンライン化)	地方税に関する取引照会の電子化については、関係者の意見を伺うとともに、国税当局等における取引照会の電子化に向けた取組状況や社会保障・税番号制度における個人番号の利用範囲を巡る議論の動向などを十分に踏まえながら、地方税に関する照会書の用語・書式の統一化に係る検討結果を基に具体的方法や時期を検討し、地方団体に対し対応を要請する。	平成26年度以降、継続的に検討し、国税当局等の取組状況や番号制度の議論の状況等を踏まえた上で、書式等の統一化に係る検討結果を基に結論を得る(結論に応じ、その後、速やかに措置)

出所：「規制改革に関する第2次答申～加速する規制改革～」(平成26年6月13日)より抜粋。

一方、「金融機関に対する照会取引の一元化」は金融機関に対して行う預金照会をオンライン化するという内容である。現在の金融機関に対する照会は、書面でのやり取りが主流で、しかも文書の様式が統一されていないため、事務が煩雑になっている。地方税に関しても、滞納整理の預金調査の際に、金融機関に照会を行っているが、ある地方銀行では、地方自治体から来る預金調査の照会に毎日4名態勢で対応している。相当な事務量である。しかも、その費用は全部銀行持ちである。合理性を考えれば、やり方を変えてほしいという金融機関からの要望は当然のことといえよう。

規制改革会議では、「地方税に関する取引照会のオンライン化」が要望されたが、それから一步進んで、単に取引照会をするだけではなく、電子的に金銭債権の差押まで出来るようにすることが望ましい。米国では、e-garnishment と呼ばれ、ノースカロライナ州が取り組んでいる。日本では肥後銀行が自治体と電子媒体の受け渡しによって集中差押を始めている。今年、いくつかの地方銀行で開始される。最近では、コンビニATMが使えるようになると、自治体職員が銀行窓口に来るよりも早く引き出せるようになり、差押に関しても、環境変化に合わせて対応を変えなければならない。

### 3.電子差押とは

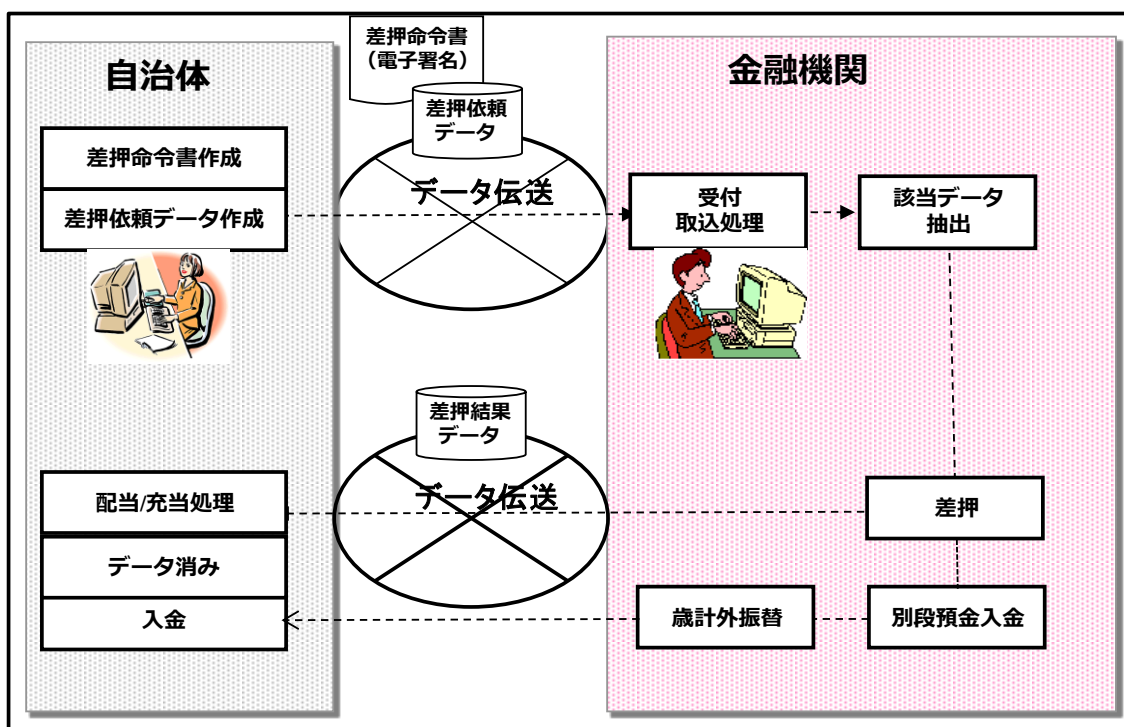
筆者が考える電子差押とは、図1のとおりである。自治体と金融機関とのやり取りは電子的に行う。つまり、自治体は現在の差押命令書(「債権差押通知書」や「差押調書」とも呼ぶ、以下同様)を紙で金融機関に持ち込むのではなく、電子署名などを用いて電子的に送付する。差押の該当者についてもデータで送る。金融機関をその送付データを取り込み、

金融機関にあるホストコンピュータのデータと突合せせ、滞納者の口座から速やかに自治体の口座へ振り替えて、差押完了データを自治体に伝送する。

このようになれば、基本的に自治体が金融機関の店舗に出向くことなく、また金融機関も突然の窓口対応に忙殺されることもない。自動的にデータを突合せれば、圧倒的に時間の削減ができ、人為的な情報漏えいも減り、自治体職員や行員の心理的負担も削減できる。窓口の営業時間に影響されずに差し押さえることも可能となる。

現在は、データ伝送のセキュリティ技術も向上し、技術的には実現可能である。制度を見直せば現実化できる。

図1 電子差押のイメージ



出所：筆者作成。

#### 4. 通常の預金差押業務

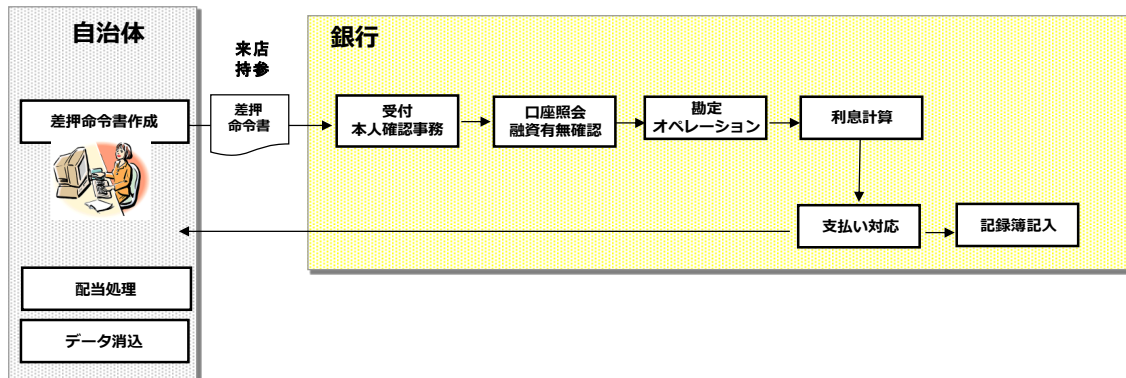
一般的に預金差押の業務は以下のとおりである(図2)。

自治体では差押命令書を作成し、合議(回議)した上で、銀行の窓口まで赴く。銀行では、事前に自治体職員が来店することは知らないため、通常業務を一旦止めて対応する。役席クラスの行員が対応することも多く、支払いまで行うので、30分から2時間程度の時間を要する。銀行側から見ると、自治体の徴収員への対応といった事務負担が高い。また、センシティブ情報を担当者が取り扱うため、担当者の心理的負担もあり、情報漏えいの可能性も否定できない。自治体の職員が滞納処分を行う際に知り合いの場合があり、気まずい思いをすることがあるが、行員にとっても同様のことが起きている。

一方、自治体側は、銀行窓口まで赴くため、通常で1件あたり30~40分程度、繁忙期は

1、2時間待つこともあり、職員1人では多くても3店舗を回るのが限界で、多くの事案に携われない。また、銀行店舗内で、納税者と鉢合わせすることもあり、気まずいこともある。

図2 通常の預金差押業務の流れ



出所：筆者作成。

## 5. 肥後銀行と熊本県の預金集中差押の事例

このように預金差押の状況が変化している中、効率化を図るために、肥後銀行が行っている預金集中差押の事例を把握する。

### (1) 導入の背景

熊本県は平成16年度に行われた三位一体改革により地方交付税等が減少したため、平成17年2月に「行財政改革基本方針」を策定した。これを受けて、総務部税務課（当時）でも新たな「税務基本方針」を策定し、その中で、行財政改革基本方針で定める「県税収入等の確保」の着実な推進のため「税収確保強化対策（取組期間：平成17～21年度）」を定め、「自動車税の徴収強化」を実施項目の一つとし、預貯金・給与の一斉調査と早期差押の徹底を行った。

肥後銀行が集中差押システムを導入することになったきっかけは、肥後銀行から熊本県に差押を集中化できないかと打診をしたことによる。肥後銀行では給料日などの繁忙日と自治体職員が営業店に訪れる日が重なるため、センター集中化を実現したいと考えていた。営業店対応では預金役席が対応するので、預金関係の業務が滞留してしまう。預金関係処理を融資役席が代替するため、今度は融資関係の業務が滞留し、営業店業務が麻痺していたため、センター化すれば改善できると考えていた。本店の業務統括部の担当が他行の集中センターを視察するなど1年ほど検討したが、肥後銀行では人も場所もないため、人的対応ではなく、システム化で対応すると方針を決めた。

熊本県にとっても、システム化費用は肥後銀行の負担であり、経費がかからずに効率化が図れる絶好の機会であった。なお、債権の差押の効力は差押通知書の送達時点とする（総務省照会済）ことで、システム改修は行われた。

### (2) 肥後銀行側の費用と実績および時短効果

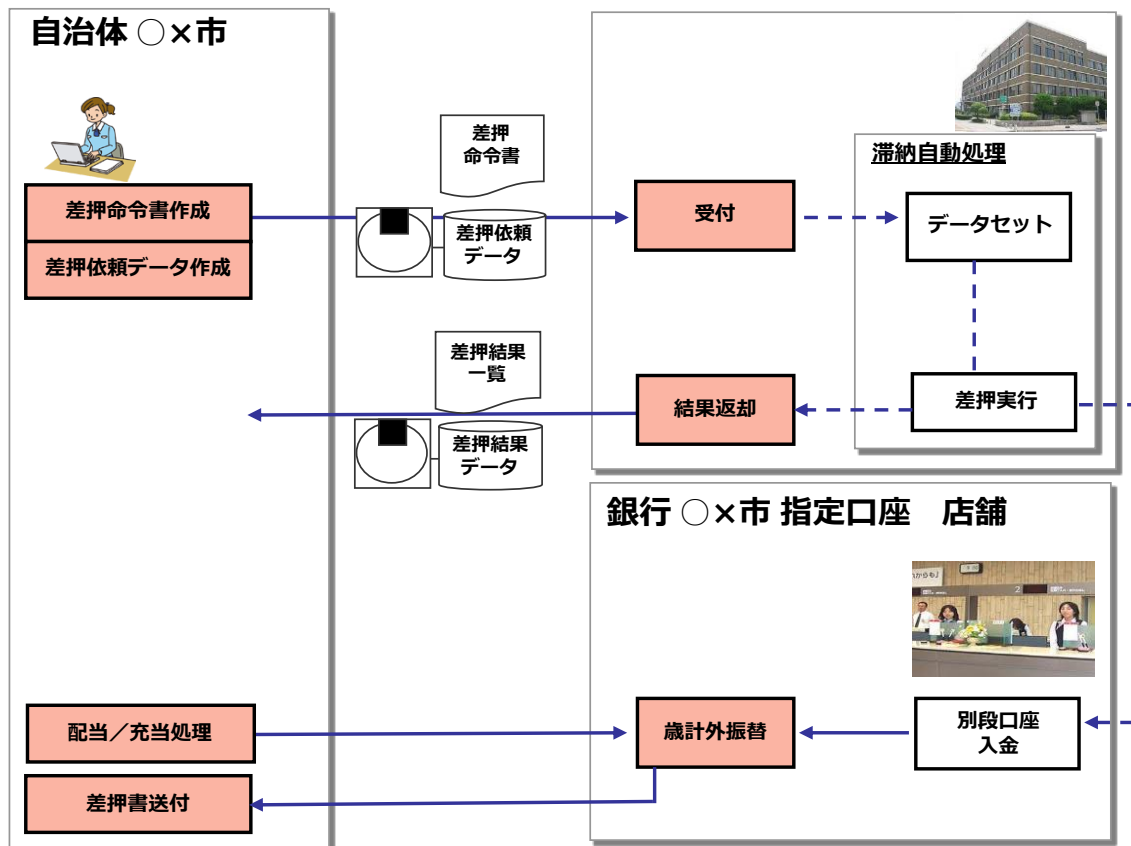
肥後銀行は平成 21 年下期より熊本県と集中差押のスキームを検討し要件定義を行った。肥後銀行はシステム化を株式会社 RKK コンピューターサービス（以下 RKKCS と略す）に依頼した。このスキームに対する汎用パッケージソフトは存在しないため、地元ベンダーで金融機関と自治体の業務に詳しい RKKCS に依頼することとなった。RKKCS は他の銀行で期日管理システムや差押管理システムなどを開発した実績もあった。

肥後銀行のシステム導入コストであるが、ホスト開発・適用費用が約 600 万円で、サブシステム適合費用（クライアント 2 台+サーバ+プリンタのハードウェア費用含む）が約 1200 万円であった。ランニングコストはパッケージ維持管理費用として年間 100 万円である。

平成 23 年 10 月 26 日より熊本県税事務所と宇城地域振興局に対して図 3 のスキームで普通預金の集中差押を開始した。ただし、当座預金、貯蓄預金、定期性預金、外貨預金は対象外である。また、肥後銀行に住宅ローンや教育ローンなどの反対債務がある場合は、それらの返済が優先されるので対象外となる。ただし、従来通りの窓口対応は可能である。

初めは熊本県の 2 所管から実施し、平成 24 年 2 月には玉名、上益城、阿蘇、八代の 4 つの振興局も加わり、平成 24 年 8 月に残り 5 振興局を追加した。現在では、熊本県の他熊本市や玉名市、菊陽町、山都町など 9 市町村も利用している。

図 3 集中差押システムの概要



出所：RKKCS 提供資料。

表 2 は肥後銀行の取扱実績を示したものである。2 年半で 13,190 件の依頼があり、8,493 件を実施した。金額にすると依頼金額は約 14 億 3303 万円で、そのうち、約 3 億 265 万円を処理した。

肥後銀行の事務効率(時短効果)を試算してみよう。窓口対応では、差押を実施すると 1 件あたり 40 分程度かかる。差押できなかったとしても、調査するのに 15 分はかかる。よって、これまでに  $8,493 \times 40 \text{分} + (13,190 - 8,493) \times 15 \text{分} = 6,836 \text{時間} 15 \text{分}$  が削減できたことになる。1 日 8 時間労働で換算すると 854 日と 4 時間 15 分の削減となる。かなりの時間削減といえる。ちなみに、筆者が肥後銀行の事務センターを訪問した際には、4 自治体 235 件の自動処理を 7~8 分で行っていた。その間、銀行の担当者は他の業務に携わっていた。肥後銀行にとってかなりの効率化が図れている。

表 2 肥後銀行の取扱実績（平成 24 年 1 月～26 年 9 月）（単位：件、%、千円）

	差押依頼件数	差押実施件数	件数比率	差押依頼額	差押実施額	金額比率
平成24年1～3月	1,327	856	64.5%	81,073	15,160	18.7%
平成24年4～6月	513	321	62.6%	36,675	6,457	17.6%
平成24年7～9月	442	318	71.9%	83,693	25,395	30.3%
平成24年10～12月	1,494	895	59.9%	143,050	33,675	23.5%
平成25年1～3月	2,223	1,154	51.9%	154,253	27,904	18.1%
平成25年4～6月	855	536	62.7%	81,736	17,984	22.0%
平成25年7～9月	753	519	68.9%	142,283	36,285	25.5%
平成25年10～12月	1,615	1,072	66.4%	187,099	40,946	21.9%
平成26年1～3月	1,923	1,228	63.9%	160,327	36,494	22.8%
平成26年4～6月	970	710	73.2%	185,241	23,367	12.6%
平成26年7～9月	1,075	884	82.2%	177,598	38,981	21.9%
合計	13,190	8,493	64.2%	1,433,028	302,648	21.5%

出所：肥後銀行提供資料。

### (3) 熊本県側の実績および時短効果

今度は熊本県側に立って実績を見てみよう。熊本県は預金集中差押を開始してから半年経過後に検証を行った。平成 23 年 10 月～平成 24 年 5 月における県税事務所の差押依頼件数 1,472 件で、実施件数 1,099 件、差押金額は 2086 万円であった。集中処理実施延べ日数は 110 日、延べ差押店舗数 1,279 店舗であり、差押集中処理 1 回あたりの平均店舗数は 11.6 店舗となった。通常、窓口での差押には、1 店での処理に 2 時間程度を要する（熊本県税事務所から店舗への往復移動時間、店内での待ち時間等）ため、試算すると 1 回の集中処理で 11.6 店舗分、23.2 時間分の時間創出効果となった。熊本県は一定の効果があると判断し、県全体に実施していった。

表 3 は、2 年半における熊本県の実績である。肥後銀行の窓口対応時間は、熊本県の窓口待ち時間を意味する。県税事務所や振興局（現在は広域本部）から各店舗への往復移動時間を計算することはできないが、前述の肥後銀行の時間削減効果と同様に熊本県の待ち時間削減効果を試算してみよう。平成 23 年度は 1,766 件の依頼に対して、1,166 件の実施、差押金額は 2332 万 5581 円であった。 $1,166 \times 40 \text{分} + (1,766 - 1,166) \times 15 \text{分} = 927 \text{時間} 20 \text{分}$  となり、1 日あたり実働 8 時間で計算すると、115 日 7 時間 20 分の待ち時間削減効果

が得られたことになる。実際には往復移動時間もかかっているため、それ以上の効果が得られている。同様に平成 24 年度は、 $4,030 \times 40 \text{分} + (4,030 - 2,204) \times 15 \text{分} = 3143 \text{時間} 10 \text{分}$ 、1 日あたり実働 8 時間で計算すると、392 日 7 時間 10 分の待ち時間削減となる。平成 25 年度では、 $3,415 \times 40 \text{分} + (3,415 - 2,012) \times 15 \text{分} = 2627 \text{時間} 25 \text{分}$ 、1 日あたり実働 8 時間で計算すると、328 日 3 時間 25 分となる。

差押金額の効果もさることながら、この待ち時間削減を職員の実働時間と照らし合わせれば、毎年 1 名の職員が別の税務業務を行うことが可能となる。これは自治体にとってもかなりの効果である。

しかも、この仕組みは、銀行側で IT システムを導入し、自治体に費用負担を求めていないので、自治体としては、無料でこの仕組みを活用できる（ただし、集中事務センターまでの交通費は必要）。しかも、毎日のように、何人もの職員が窓口に出向くこともなくなり、時間を生み出すことができる。

表 3 熊本県の預金集中差押実績（平成 23 年 10 月～平成 26 年 3 月）

年度	依頼件数	差押件数	差押金額（円）
平成 23 年度（10 月～）	1,766	1,166	23,325,581
平成 24 年度	4,030	2,204	48,384,620
平成 25 年度	3,415	2,012	50,069,156

出所：熊本県資料

#### （4）今後の課題と展開

このように、銀行にとっても自治体にとってもいいことづくしの集中差押であるが、いくつかの課題があるのでふれておこう。

まず自治体が懸念するのはシステム障害だろう。肥後銀行でもそれを想定し、参加自治体と締結している協定において、システム障害の際の免責事項についても規定しているが、今のところ、システム障害は発生していない。

反対債権（住宅ローン、学資ローンなど）については、対象外となるため、肥後銀行の融資取引や保証契約の有無のチェックを行い、反対債権があった場合には、集中差押の対象から外している。ただし、従来通り、窓口対応は可能である。この反対債権と税金の優先順位の取扱いについては、総務省を中心に金融機関も交えて議論する必要があるだろう。

現在の肥後銀行と自治体とのデータ交換は MO（光磁気ディスク）で行っているが、MO は徐々に入手困難になってきているので、今後はデータ転送方式を検討する必要がある。MO が入手できなくなれば、将来的に実行不可能になるので、今は紙で持参している差押命令書（差押調書）も併せて電子化し、銀行と自治体間で電子メールのやり取りをもって、すべてが実行できるように整備する必要がある。

また、前述のとおり、現在ではコンビニ ATM が普及してきているため、自治体と滞納者とのいたちごっこになりつつある。自治体からは 9 時開店前に受け付けてほしいという要望もあり、窓口対応も含めて、差押の受付時間についても検討する必要があるだろう。



最後に、差押と聞くと、ほとんどの自治体がイメージするであろう鳥取県の児童手当差押との違いについても触れておく。これは鳥取地裁平成 25 年 3 月 29 日判決の「滞納処分取消等請求事件」と広島高裁平成 25 年 11 月 27 日判決の「滞納処分取消等請求控訴事件—児童手当差押えの可否」のことを指す。すでに多くの自治体が知っているのですが、ここで詳しく説明する必要はないと思われるが概略を述べると、鳥取県が、滞納者の口座に対して児童手当 13 万円が振り込まれた日の 9 時 9 分に預金差押を行ったという件である。児童手当は差押禁止債権であり、それが振り込まれると知っていて、その日を狙って差押えたのではないかと滞納者が訴えた。鳥取地裁は児童手当が預金口座に振り込まれた場合には、児童手当受給権は消滅し、受給権相当額の預金債権という別個の債権に変容することから、預金払戻請求権全額を差押えることができるとしつつも、違法であるという結論になった。通常、自治体は差押える前に、差押禁止債権の確認や給与差押の禁止額などを控除した差押可能額を計算しているのですが、自治体が違反しない限りは、集中差押をしても問題はないだろう。

## 6. 預金調査の自動化

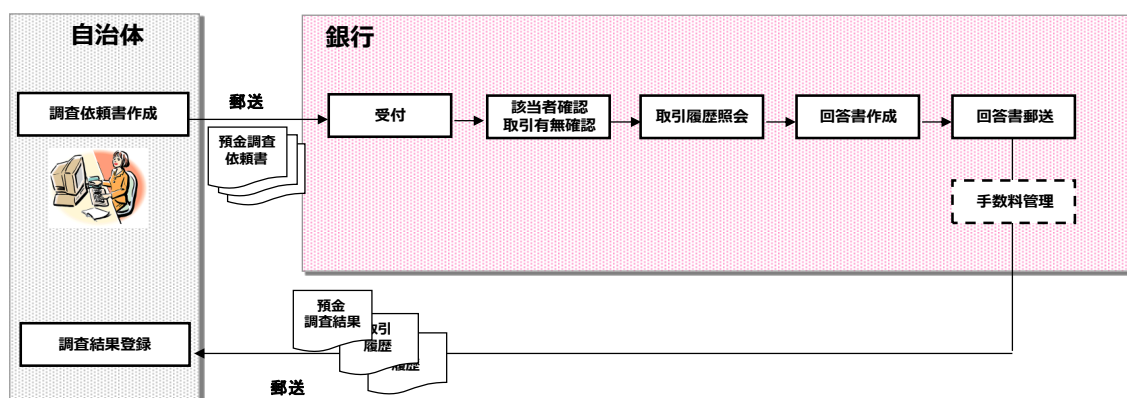
### (1) 通常の預金調査業務

次に預金調査の自動化について検討する。これはまさに、平成 26 年 6 月の「規制改革に関する第 2 次答申」の「金融機関に対する照会取引の一元化」のことである。

通常の預金調査の流れは図 4 のとおりである。前述でもふれたが、自治体は 1 ヶ月に 1 度程度、課内でまとめた預金調査依頼書を作成し、郵送で銀行に送る。銀行では調査後に規定の回答書（紙）を作成し返送する。その間 1 ヶ月ほど要する。旧態依然とした事務処理である。地方税だけでなく、生活保護に関する問い合わせや、警察・税務署などからも依頼が来るため、銀行側の事務は相当煩雑になっている。

費用負担については、最近では、銀行も紙代として、多少の手数料を徴収するようになったとはいえ、ある地方銀行では、4 名体制で毎日処理しているため、銀行の持ち出しとなっている。

図 4 通常の預金調査の流れ



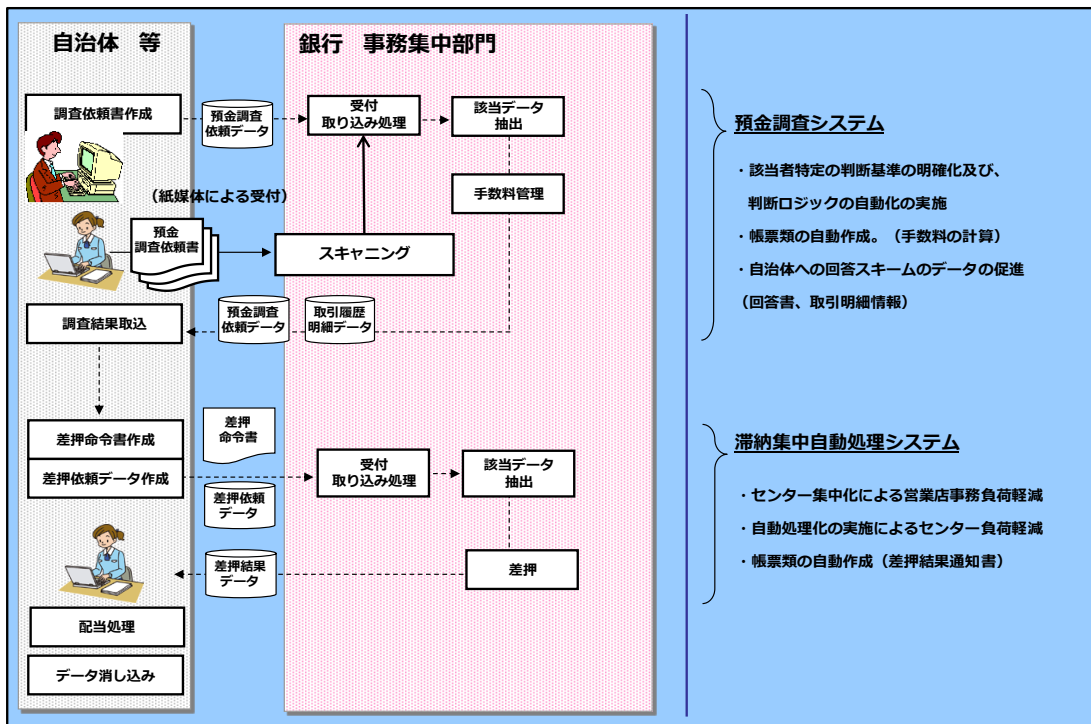
出所：筆者作成。

預金調査は通常、氏名、住所、生年月日の3点セットで確認するが、氏名の誤登録や住所情報の陳腐化などにより預金者の情報が正確性に欠けるため、該当者特定作業の負荷が高い。検索条件が担当者に依存しており、明確な判断基準がない。センシティブ情報を担当者が取り扱うため、担当者の心理的負担もあり、情報漏えいの可能性も否定できない。自治体から来る依頼数は一定ではないため、日々の処理量が異なり、繁忙期の要因確保が難しい。そういった不確定要素に対応するためにも、できるだけ自動化することが望ましい。

(2) 預金調査と差押の電子化

図5は預金調査と集中差押システムの電子化を表したものである。今の日本では、ここまで実現することが可能である。集中差押だけでなく、預金調査も電子化することで自治体も銀行もさらに効率化が図れる。

図5 預金調査と差押の電子化



出所：RKKCS 提供資料。

ある地方銀行の事務量を調査すると、自治体の預金調査依頼だけで（税務署、警察などを除く）、7～10人体制で、1日あたり延べ49.61時間の対応であったが、預金調査をシステム化すると、紙文書で回答したとしても、3名体制で12.37時間の処理時間で済むという試算となった。自治体への対応を3割データ化すると、11.11時間、5割データ化では10.27時間、7割データ化では9.43時間という試算結果になった。処理時間が5分の1に削減されるということは、自治体への回答も1ヶ月待ちから3～6日程度の待ち時間で済むと試算

できる。図 5 では、自治体と銀行の 1 対 1 を想定しているが、自治体はいくつもの金融機関に預貯金調査を行っており、システム化しても、事務の煩雑さは残る。そこで、さらに効率化するならば、たとえば都道府県単位で複数自治体と複数金融機関を繋ぐ預貯金調査センターを創設して、民間企業に委託するのも一案である。

おわりに

本稿では、自治体職員減少を乗り切る税務業務の効率化を検討するため、電子的預金差押と一元的預金調査を検討した。預金差押とその前段に必須の預金調査のこれまでの状況と昨年度の規制改革答申をふまえ、肥後銀行と熊本県の事例を把握し、今後の展開を検討した。

肥後銀行のケースは、熊本県をはじめとする預金差押に来る自治体職員の対応業務が増え、肥後銀行が熊本県と相談の上、集中差押を始めることとした。現在では、熊本県や熊本県内の一部の自治体は、債権差押通知書及び滞納者の口座等のデータを肥後銀行の事務センターに持参し、データを突合させて、該当した預金について自動的に差押をする仕組みとなっている。肥後銀行に住宅ローンや教育ローンなどの債務がある滞納者は対象外となるが、除外者については、これまでどおり、窓口での対応は可能である。少なくとも、毎回のように窓口に出向く手間が省けて、確実に差押できるので、これから多くの自治体と金融機関で注目されるだろう。さらに預金調査も自動化すれば、銀行も自治体もさらに効率化できるため、検討する余地は多いにある。